

(案)

参考資料

国自安第〇号  
国自旅第〇号  
国自整第〇号  
令和6年〇月〇日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための  
地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱い

地域交通の「担い手」や「移動の足不足」といった深刻な社会問題に対応するため、「デジタル行財政改革 中間とりまとめ」（令和5年12月20日デジタル行財政改革会議決定）において、現状のタクシー事業では不足している移動の足を、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みを創設するとされたところである。

これを踏まえ、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（以下「自家用車活用事業」という。）に係る道路運送法第78条第3号の規定の許可に関しては、次のとおり取扱うものとする。

1. 許可申請手続

自家用車活用事業に係る許可申請手続は、同事業を実施しようとする法人タクシー事業者が行うものとし、許可申請書は、別紙「様式1」の申請書を管轄の運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）あてに提出するものとする。

2. 許可基準

上記1. の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合には、公共の福祉を確保するためにやむを得ないものと認めて許可するものとする。

(1) 対象地域、時期及び時間帯並びに車両数

タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること。

(2) 資格要件

道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第4条に基づき、一般乗用旅客

自動車運送事業の許可を受けていること。

### (3) 管理運営体制

①運行管理規程に、下記（ア）～（エ）の事項が追記されていること。

（ア）事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用自動車の合計が5両以上の営業所においては、当該合計車両数の40両ごとに1名以上の有資格の運行管理者が選任されていること。

（イ）運行管理を担当する役員等が選任され、運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

（ウ）点呼、指導監督及び研修が実施される体制が確立され、設備が備えられていること。

（エ）事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則（昭和29年運輸省令第104号、以下「事故報告規則」という。）に準じて行う報告等の責任体制その他緊急時の連絡体制及び協力体制について明確に整備されていること。

②自家用車活用事業に係る運転者（以下「自家用車ドライバー」という。）に対し、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号、以下「運輸規則」という。）第36条第2項及び第38条第1項に定められたものと同様の指導等を行う体制が確立されていること。

③整備管理規程に、下記の整備管理体制に関する事項が追記されていること。事業用自動車及び稼働させることが可能な自家用自動車の合計が5両以上の営業所においては、原則として、常勤の有資格の整備管理者が選任されていること。

④輸送の安全上支障のないよう、他業の勤務時間を把握すること。

### (4) 損害賠償能力

自家用車活用事業について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又は運行業務開始までに加入する具体的な計画があること。

## 3. 許可に付する条件

許可に当たっては、以下の条件を付するものとする。

### (1) 使用する自家用自動車について

①タクシー事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知する範囲内であること。通知する車両数は、許可地域ごとに2.(1)の車両数の範囲内であり、かつ、事業者ごとに当該地域に配置している事業用自動車の車両数の範囲内とする。

②自家用車活用事業であることを外部に表示すること。

### (2) 自家用車ドライバーについて

①第1種運転免許又は第2種運転免許を保有し、自家用車活用事業に従事する日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。

②法人タクシー事業者は、旅客運輸規則第36条第2項の規定に基づき行うものと同様の研修（大臣認定講習を含む。）及び旅客運輸規則第38条に基づき行うものと同様の教育を受けさせること。

③法人タクシー事業者は、法人タクシー事業者名、自家用車ドライバーの氏名、運転免許証の有効期限及び作成年月日が記載された運転者証明（電磁的記録でも可）を自家用車ドライバーに対して発行し、携行させること。

(3) 運送形態・態様について

以下の形態・態様で実施されるものであること。

- ①利用者と法人タクシー事業者の間で運送契約が締結され、法人タクシー事業者が運送責任を負うものであること。
- ②運送の引受け時に発着地が確定している運送であること。
- ③運送の引受けに当たって、自家用車活用事業による運送サービスが提供されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
- ④運賃及び料金は、法人タクシー事業者の認可された事前確定運賃によること。
- ⑤運賃及び料金の支払い方法は、原則キャッシュレスによる方法であること。
- ⑥運送サービスの発地又は着地のいずれかが、法人タクシー事業者が許可を受けている営業区域内に存するものであること。

4. その他

以下の(1)～(3)に該当することとなった場合の許可の取扱いについては、それぞれに定めるところによるものとする。

- (1) 法人タクシー事業者が法第38条第1項の規定に基づき、その事業の休止又は廃止の届出を行った場合  
当該事由が発生した日に許可を取消す。
- (2) 法人タクシー事業者が法第40条の規定に基づき、その事業の許可の取消処分を受けた場合  
当該処分の日に関し許可を取消す。
- (3) タクシー会社が法第40条の規定に基づき、その事業の停止処分を受けた場合  
当該処分期間中は、自家用車活用事業に係る許可の効力を停止する。なお、停止中の期間は、許可期間に含まれるものとする。